区分

Ｉ０００　精神科電気痙攣（けいれん）療法

１　声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合　2,800点

２　１以外の場合　150点

注１　１日に１回に限り算定する。

２　１については、第11部に規定する麻酔に要する費用（薬剤料及び特定保険医療材料料を除く。）は所定点数に含まれるものとする。

３　１については、麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第６条の６第１項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。）が麻酔を行った場合は、900点を所定点数に加算する。

Ｉ０００－２　経頭蓋磁気刺激療法　2,000点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病患者に対して、経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行った場合に限り算定する。

Ｉ００１　入院精神療法（１回につき）

１　入院精神療法⑴　400点

２　入院精神療法⑵

イ　入院の日から起算して６月以内の期間に行った場合　150点

ロ　入院の日から起算して６月を超えた期間に行った場合　80点

注１　１については、入院中の患者について、精神保健指定医が30分以上入院精神療法を行った場合に、入院の日から起算して３月を限度として週３回に限り算定する。

２　２については、入院中の患者について、入院の日から起算して４週間以内の期間に行われる場合は週２回を、入院の日から起算して４週間を超える期間に行われる場合は週１回をそれぞれ限度として算定する。ただし、重度の精神障害者である患者に対して精神保健指定医が必要と認めて行われる場合は、入院期間にかかわらず週２回に限り算定する。

Ｉ００２　通院・在宅精神療法（１回につき）

１　通院精神療法

イ　精神保健福祉法第29条又は第29条の２の規定による入院措置を経て退院した患者であって、都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合　660点

ロ　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合

⑴　60分以上の場合

①　精神保健指定医による場合　650点

②　①以外の場合　550点

⑵　精神保健指定医による30分以上60分未満の場合　550点

ハ　イ及びロ以外の場合

⑴　30分以上の場合

①　精神保健指定医による場合　410点

②　①以外の場合　390点

⑵　30分未満の場合

①　精神保健指定医による場合　315点

②　①以外の場合　290点

２　在宅精神療法

イ　精神保健福祉法第29条又は第29条の２の規定による入院措置を経て退院した患者であって、都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合　660点

ロ　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合

⑴　60分以上の場合

①　精神保健指定医による場合　650点

②　①以外の場合　600点

⑵　精神保健指定医による30分以上60分未満の場合　550点

ハ　イ及びロ以外の場合

⑴　60分以上の場合

①　精神保健指定医による場合　590点

②　①以外の場合　540点

⑵　30分以上60分未満の場合

①　精神保健指定医による場合　410点

②　①以外の場合　390点

⑶　30分未満の場合

①　精神保健指定医による場合　315点

②　①以外の場合　290点

注１　入院中の患者以外の患者について、退院後４週間以内の期間に行われる場合にあっては１と２を合わせて週２回、その他の場合にあっては１と２を合わせて週１回に限り算定する。ただし、区分番号Ｂ０００に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号Ｂ００１－３－３に掲げる生活習慣病管理料⑵を算定している患者については算定しない。

２　通院・在宅精神療法は、診療に要した時間が５分を超えたときに限り算定する。ただし、区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日において通院・在宅精神療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

３　20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から１年以内の期間に行った場合に限る。）は、320点を所定点数に加算する。ただし、注４又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

４　特定機能病院若しくは区分番号Ａ３１１－４に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関又は当該保険医療機関以外の保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、児童思春期精神科専門管理加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ロについては、１回に限り算定する。また、注３又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

イ　16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合

⑴　当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から２年以内の期間に行った場合　500点

⑵　⑴以外の場合　300点

ロ　20歳未満の患者に60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から３月以内の期間に行った場合に限る。）　1,200点

５　１のハの⑴並びに２のハの⑴及び⑵については、抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月１回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号Ｉ００２－２に掲げる精神科継続外来支援・指導料の注４に規定する加算を算定する月は、算定しない。

６　当該患者に対して、１回の処方において、３種類以上の抗うつ薬又は３種類以上の抗精神病薬を投与した場合であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。